

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付受給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年8月21日付けの児童手当・特例給付受給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った児童手当・特例給付受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

請求人を配偶者として、配偶者の居住する〇〇区に認定書を9月末に送付した。これは、〇〇区からの消滅通知を受けとったのが9月末であったためである。届出は消滅通知を受けとった日の翌日から15日以内とあり、期日を過ぎていたために5月末～9月までの受給分は受けとれないとする〇〇区の判断は不当である。

配偶者が受給資格者に該当することになるため、配偶者の居住

する自治体に児童手当・特例給付を請求するよう案内を受けたが、その期日として「消滅処分を知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月から手当を支給する扱いとする」旨記載されている。

請求人は、コロナ感染症の感染拡大に伴い、東京都の高齢者基礎疾患者との家庭内感染の警鐘や生活ガイドラインに従って、両親と同居していた〇〇区の住居から離れて生活をしていたため、消滅通知書の通知日であり本件の起算日である8月21日は、発送先の〇〇区の住居には居住していなかった。

すなわち、本件処分通知書を受け取ったのは投函日ではなく、両親から私への受け渡し日である9月20日になるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 5月19日	諮問
令和4年 8月18日	審議（第69回第1部会）
令和4年 9月15日	審議（第70回第1部会）
令和4年10月 4日	審議（第71回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当の支給要件

ア 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

法4条3項によれば、同条1項1号の場合において、父及び母並びに未成年後見人のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母又は未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨規定されている。

ここにいう「生計を維持する程度の高い者」について、「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2・1・(4)によれば、「まず父母等の所得の状況を考慮すること。」とされている。

イ また、「児童手当Q&A集」（平成25年9月30日付厚生労働省児童手当管理室発行）問2-1によれば、「生計を維持する程度」の判断材料として優先すべき事項は、「課税情報で明確に把握でき、客観性のある所得の状況」であるとされている。

そして、同問2-10(答)によれば、夫婦間等で受給者変更があった場合においては、「新たに受給資格者となるべき方（配偶者等）については、従前の受給者の消滅処分（注：5月31日をもって支給事由消滅）があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から児童手当

を支給する取扱いとします。」とされている。

上記の解釈ないし取扱いは、いずれも法4条3項を適用する際の指針として一定の基準を示すものであり、本件の適用に関して法の規定の趣旨を逸脱することのない、合理的なものであると認められる。

(2) 児童手当の認定手続

法7条1項及び3項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

(3) 児童手当の支給開始・消滅時期

ア 法8条2項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

イ 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22条5号によれば受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等の確認によって、支給要件を具備しなくなったことが明らかとなったときは、職権に基づく支給事由消滅の処理を行うことができるものとされている。

(4) 児童手当現況届

規則 4 条 1 項は、児童手当の受給者は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、その年の 6 月 1 日における状況を記載した届出書（児童手当現況届）を市町村長に提出しなければならないとし、また、規則 7 条 1 項によれば、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。

そして、規則 10 条によれば、市町村長は、児童手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとされている。

(5) 児童手当の所得制限

法 5 条 1 項は、法施行令で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

(6) 特例給付について

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、同条 2 項は、同条 1 項の特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、5 千円に同条 3 項において準用する 7 条 1 項又は 3 項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

(7) 局長通知及びガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものであり、その内容も本件の適用に関して、合理的で妥当なものと認められる。

2 本件処分についての検討

処分庁は、請求人から本件現況届の提出を受け、請求人及び本件配偶者の令和元年中の所得を調査したところ、請求人の同年中の所得が 1, 474, 000 円、本件配偶者の所得が 3, 804,

340円であり、請求人の所得より本件配偶者の所得が高くなったことを確認したため、請求人世帯における「生計を維持する程度の高い者」は、本件配偶者であると判断したことが認められる。このため、処分庁は、請求人については本件特例給付の受給資格が消滅したものとして、ガイドライン22条に基づき職権で処理を行い、規則10条の規定に基づき、その旨、本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえ、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分通知書を受け取ったのが令和2年9月20日であったため、配偶者の居住する〇〇区への届出が期日を過ぎ、同年5月末から9月末までの期間分の児童手当の支給を受けられなかったことにつき、〇〇区の判断が不当である旨主張している。

しかし、〇〇区による児童手当に係る処分と〇〇区が行った本件処分とは別個の処分であるから、〇〇区が行った判断を不服とする請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由として失当である。

また、本件処分が上記1の法令等の定めに従って適正に行われたことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がないというほかはない。

なお、処分庁は、本件処分通知書とともに請求人宛てに送付した「児童手当・特例給付 受給者の変更について（お知らせ）」の記載により、受給者より配偶者の方が生計を維持する程度が高い場合、法4条の規定により、配偶者が受給資格者に該当することになるため、配偶者が居住する自治体に児童手当・特例給付を

請求するよう案内を行っており、その対応についても不当性は認められない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹